

東大和市ひきこもり実態調査業務委託プロポーザル 質問に対する回答

(凡例) 仕様書等の名称については、以下のとおり記載しています。

- ・ 東大和市ひきこもり実態調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領……………「実施要領」
- ・ 東大和市ひきこもり実態調査業務委託仕様書（案）……………「仕様書」
- ・ 第1号様式～第7号様式……………「応募様式」

No	実施要領・仕様書の該当箇所	質問事項	回答
1	仕様書 5 調査の概要 (2) 主な調査項目	調査を実施する対象者は本人およびその家族でいうとどちらを対象に配布されるのでしょうか？	調査票は世帯主宛に送付します。回答は世帯のどなたが記入してもよいことを想定しています。
2	仕様書 6 委託業務内容 (2) ア	調査票に世帯番号を印字しますが、封筒に貼る宛名ラベルと紐付けは必要になりますでしょうか？ 紐付けが必要な場合、作業効率を考慮し、調査票に宛名（住所、氏名等）をこちらで印字したいのですが、住所情報データを御提供いただくことは可能でしょうか？調査票に宛名の印字が難しい場合は、同封する宛名台紙を用意して封入物として作成したいと考えています。 現状の仕様書ですと封入を手で行う想定となり、封入誤りのリスクおよび作業時間が膨大になるのに合わせてコスト高も懸念されるため、機械で封入できるような上記のような仕様をしたいと考えております。 また受託者側で宛名印字が可能な場合、外字データの	世帯番号は、重複回答の有無を把握するためのものであり、個人を特定するためのものではないため、封筒に貼る宛名ラベルとの紐付けは行いません。市が支給する宛名印字済の宛名ラベルをご使用ください。

		有無、種類 (UTF-8 や S-JIS など)、外字文字数に関してもご教示願います。	
3	仕様書 6 委託業務内容 (2) ウ	No.2 の問いに関連して調査票に宛名を印字する場合、窓あき封筒が必要となります。つきましては窓あき封筒もこちらで用意する形で対応させていただけないでしょうか？ 合わせて現状ご用意を考えている配布用封筒の仕様についても確認ですが、封をするペロ部分は封筒の短辺に付いていますか？それとも長辺に付いていますか？またペロ部分の糊加工はシールテープでしょうか？水糊加工でしょうか？	市が支給する宛名印字済の宛名ラベルをご使用ください。 現時点では、封をするペロ部分は封筒の短辺に付いているものを考えています。また、封筒のペロ部分については、糊加工を想定しています。
4	仕様書 6 委託業務内容 (2) エ	貴市より御支給いただく返送用封筒のサイズ（封をするペロ部分が折れているかも含めて）を教えてください。 またペロ部分にはシールテープ加工もしくは水糊加工等、こういった加工があるかも合わせて教えてください。折り作業から受託者側で実施という認識でしょうか？	返送用封筒のサイズは長形 3 号、よこ 120 mm、たて 235 mm（ペロ部分を除く）となります。 封筒のペロ部分については、糊加工もしくはテープ加工を想定しています。 三つ折り作業は受託者側で実施をお願いします。
5	仕様書 6 委託業務内容 (2) オ	再発行対応は不要でよろしいでしょうか？ 受託業者側にて不要であるとした際、貴市にて再発行するケースは考えられますでしょうか？貴市にて再発行がなされ、同一回答者から紙およびインターネットでの重複回答があった場合を懸念しています。	紛失等により調査票再発行の依頼があった場合は、市で対応します。その際、再発行用の整理番号を付番することを考えています。 なお、今回の実態調査では、未回答者へリマインドとして調査票を再送付することはしません。

6	仕様書 6 委託業務内容 (4) ア	貴市から連携されるインターネット回答分の提供フォーマットがすでに決まっていたらサンプルで構いませんのでご提示をお願いします。	インターネット回答分については、Excel 形式で提供します。申し訳ありませんが、現時点で提示できるものはありません。
7	仕様書 6 委託業務内容 (4) イ	回答者がインターネットと紙と両方回答した（重複が発生した）場合、どちらを正としてデータ化するか教えてください。 また、アンケート内容は貴市から提示されたものを印刷していく認識でよろしいでしょうか？それともアンケート内容も受託者側で文案を考える必要はありますでしょうか？受託者側で文案を考える際、専門機関の有識者等のアドバイスも必要となりますでしょうか？	同一の回答者から重複回答があった場合、最後に回答したものを正とします。 アンケート内容については、専門機関の有識者等のアドバイスまで必要としませんが、受託者からご提案いただいた内容を基に、協議の上決定します。
8	仕様書 6 委託業務内容 (4) イ	回答内容が不完全の状態（全問回答がない）でも正としてデータ化しますでしょうか？また白紙回答の場合も、そのままデータ化（例：Aさんは白紙回答）しますでしょうか？	回答内容が不完全の状態でも正としてデータ化をお願いします。また、白紙回答の場合もそのままデータ化をお願いします。なお、白紙回答は「無回答」として処理することを想定しています。
9	仕様書 6 委託業務内容 (5)	クロス集計等の分析について、仕様書5 調査の概要（2）主な調査項目をどのように掛け合わせて結果表示されることを想定されておりますでしょうか。また過去の集計サンプル等ございましたら閲覧することは可能でしょうか？	分析方法等については、受託者からご提案いただいた内容を基に、協議を行います。当市では過去にひきこもりに関する調査を行なったことがないため、集計サンプル等はございません。
10	仕様書 6 委託業務内容 (5)	集計ツールにおいて、クラウド上のサービスを活用してもよろしいでしょうか。	活用していただいて構いません。
11	仕様書 6 委託業務内容 (6)	報告書の調査結果を踏まえた考察に関しては、専門機関や教授、研究者等からの助言が含まれる考察を想定	考察に関しては、専門機関や教授、研究者等からの助言を含めることまで想定はしていません。考察内

		されておりますでしょうか？また考察内容としては仕様書 5 調査の概要 (2) 主な調査項目のイ～カの項目ごとに考察を記載する認識でよろしいでしょうか？※アは記入者を把握する情報のため考察対象外項目と認識しての質問です。	容については、受託者側で検討の上、ご提案いただきたいと思います。なお、ひきこもり当事者の性別、年齢、同居家族の有無等は、重要な考察項目と考えております。
12	応募様式 【第 1 号様式】 【第 5 号様式】	【第 1 号様式】と【第 5 号様式】に記載する管理責任者情報は同一である必要はありますでしょうか？	【第 1 号様式】と【第 5 号様式】に記載する管理責任者情報は同一となるようお願いいたします。 ※【第 1 号様式】の内容を修正しました。
13	仕様書 5 調査の概要 (1) ウ	郵送書類の不着処理は発生しますでしょうか。 ※特に処理せずまとめて返却で問題ないか？ 整理番号での一覧化などの作業が必要か？	郵送書類が不着となったものについては、処理せずまとめて市へご返却ください。
14	仕様書 5 調査の概要 (1) オ	A3 両面 1 枚で収まる項目数とございますが、全体で項目数が何問、またそのうち記入式の想定される設問数と入力文字数を教えていただけないでしょうか。 ※サンプルがあるとより助かります。	設問項目数は 25 問程度を想定していますが、設問項目数、記述式の設問数については、受託者側で検討の上、ご提案いただきたいと思います。サンプル等はございません。
15	仕様書 6 業務委託内容 (2) イ	整理番号（全世帯個別）を、当社でバーコード化することは可能でしょうか。	インターネット回答する際、調査票に記載された整理番号とパスワードの入力を求めることを想定しているため、整理番号については、数字で表記してください。
16	仕様書 6 業務委託内容 (2) ウ	配布用封筒に印字される問合せ先は、東大和市役所様を想定しておりますが、別途コールセンター（別委託）の開設を想定されておられますでしょうか。	配布用封筒に印字される問合せ先は、東大和市役所となります。コールセンターの開設は想定しておりません。

17	仕様書 6 業務委託内容 (4) イ	データ入力の期間中 (1月上旬~2月中旬予定) に、調査票の入力を終われば問題ございませんでしょうか。 また誤字などで入力難しいケースは、受託先からのエスカレーションの確認などを検討しておられますでしょうか。	1月上旬~2月中旬 (予定) の期間で、調査票の入力及び調査結果の集計・分析を行っていただきたいと思います。 入力等において疑義が生じた際は、ご報告いただき、協議の上取り扱いについて決定します。
18	仕様書 8 成果物 (3)	個票原本を納品するため、データ入力済の画像データは納品不要でしょうか。 また原本はファイリングせず、一括で返却する想定でよろしいでしょうか。	個票原本を納品する際は、画像データは不要です。原本はファイリングの上、返却してください。
19	仕様書 13 その他 (2)	繁忙期に伴い、データ入力など一部業務を再委託可能でしょうか。 可能な場合ですが、業務内容や再委託割合などの制約もあれば教えていただけないでしょうか。	データ入力について再委託することは可能としますが、その他の業務を第三者に委託すること、又は請け負わせることはできないものとします。なお、委託者は再委託先に対して、受託者が負う義務と同等の義務を負わせるものとします。また、受託者は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとします。 ※「仕様書 13 その他 (5)」に上記内容を追記しました。
20	仕様書 13 その他 (4)	データ消去ですが、受託期間後に「データ消去証明」などを提出する想定でしょうか。	個票原本をデータ化すること等があれば、受託期間後に「データ消去証明」をご提出ください。